

森林環境税（仮称）の創設等を求める意見書

昨年12月に与党がまとめた平成29年度税制改正大綱においては、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされています。

とりわけ、森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減などで厳しい状況に置かれており、森林吸収源対策や林業の担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、国会及び政府は、市町村が持続的に森林整備等を行うことができるよう森林環境税（仮称）の創設に向けた検討を早急に行うとともに、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計を行うとともに、各府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
2. 森林環境税（仮称）を創設するまでの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
3. 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮が両立できるよう、新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
4. 新たな森林の管理・経営スキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

環境大臣